

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年3月25日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	オーロラ（東欧投資ファンド） オーロラ（トルコ投資ファンド） オーロラ（マネープールファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年10月8日から平成28年9月30日まで) オーロラ（東欧投資ファンド） 3,000億円を上限とします。 オーロラ（トルコ投資ファンド） 3,000億円を上限とします。 オーロラ（マネープールファンド） 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年10月 7日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(6) 申込単位

<訂正前>

各ファンドにつき、1万円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（マネープールファンドは、スイッチング以外によるお買付はできません。）

<訂正後>

各ファンドにつき、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（マネープールファンドは、スイッチング以外によるお買付はできません。）

(12) その他

<訂正前>

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチング

オーロラ を構成する各ファンド間で、1万円以上1円単位¹でスイッチング²ができます。

1 全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。

2 オーロラ を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに、オーロラ を構成する他のファンドの取得申込を行なうことを「スイッチング」といいます。

なお、「マネープールファンド」は、上記スイッチング以外によるお買付けはできません。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは「**第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金**」をご覧ください。）

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

取得申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込み(スイッチングのお申込みを含みま

す。)の受付けを取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

< 訂正後 >

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチング

オーロラ を構成する各ファンド間で、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位¹でスイッチング²ができます。

1 全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。

2 オーロラ を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時まで、オーロラ を構成する他のファンドの取得申込を行なうことを「スイッチング」といいます。

なお、「マネープールファンド」は、上記スイッチング以外によるお買付けはできません。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは「**第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金**」をご覧ください。）

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

取得申込の受付けの中止、すでに受付けた取得申込の受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<更新後>

委託会社の概況(平成28年2月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 投資方針

(2) 投資対象

<更新後>

「東欧投資ファンド」

東欧諸国(ロシア、ポーランド、チェコ、ハンガリー等^{*})の企業の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。

* 上記は平成28年3月25日現在の主要なファンドの投資対象国を例示したものであり、上記に限定されるものではありません。NIS諸国(旧ソ連新独立国家諸国)へも一部投資する場合があります。

なお、今後投資可能となることで、投資対象国は拡大することがあります。

「トルコ投資ファンド」

トルコの企業の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。

「マネープールファンド」

円建ての公社債等を主要投資対象とします。

Depository Receipt(預託証券)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

「東欧投資ファンド」および「トルコ投資ファンド」共通

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1 株券または新株引受権証券
- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6 コマーシャル・ペーパー
- 7 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するものの
- 8 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
- 9 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 9の2 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 10 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 12 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 13 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第7号および第9号の2の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第7号および第9号の2の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
 - 2 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
 - 3 コール・ローン
 - 4 手形割引市場において売買される手形
 - 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- その他の投資対象
- 1 先物取引等
 - 2 スワップ取引

「マネープールファンド」

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 株券または新株引受権証券
- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6 コマーシャル・ペーパー
- 7 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの
- 8 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
- 9 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 10 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 11 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引

3 投資リスク

< 更新後 >

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

「東欧投資ファンド」「トルコ投資ファンド」

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが投資を行なう東欧諸国、トルコの株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを弾力的に行ないませんが、為替変動の影響を受けることがあります。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

「マネープールファンド」

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

「東欧投資ファンド」「トルコ投資ファンド」が投資する東欧諸国、トルコにおいては、政治、経済、

社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。マネープールファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

<更新後>

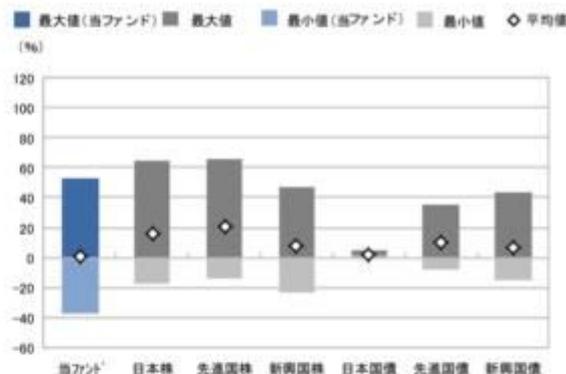
リスクの定量的比較

(2011年2月末～2016年1月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●東欧投資ファンド



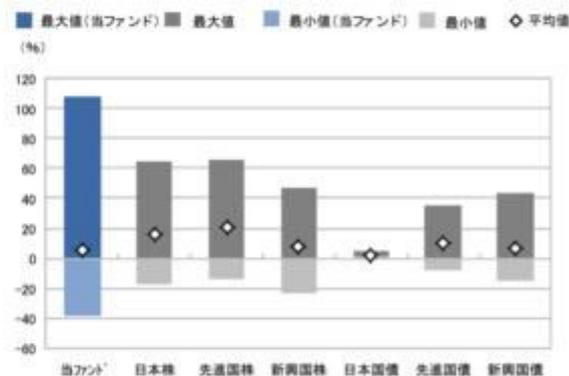
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.4	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値(%)	△ 36.8	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 7.5	△ 15.0
平均値(%)	0.3	16.6	20.5	8.4	2.3	10.3	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年2月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2011年2月から2016年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2011年2月から2016年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●トルコ投資ファンド



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	108.0	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値(%)	△ 38.9	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 7.5	△ 15.0
平均値(%)	5.7	16.6	20.5	8.4	2.3	10.3	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年2月末を10,000として指数化しております。

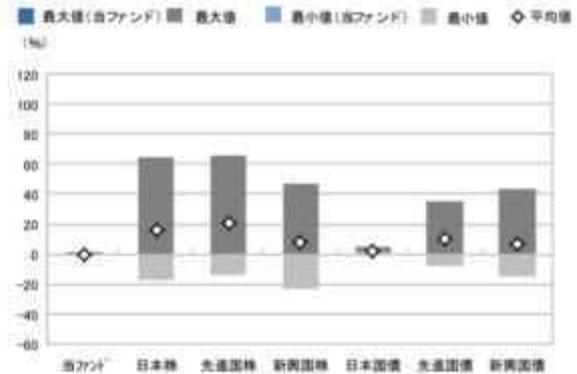
* 年間騰落率は、2011年2月から2016年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2011年2月から2016年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●マネーパブルファンド



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.1	65.0	65.7	47.4	4.5	34.9	43.7
最小値(%)	0.0	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△7.5	△15.0
平均値(%)	0.1	16.8	20.5	8.4	2.3	10.3	6.7

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年2月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2011年2月から2016年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2011年2月から2016年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は誰かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国JP Morgan Securities LLC(ここでは「JPM SLLC」と呼びます)は「指数スポンサー」は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての奨励、保障または販売促進を行いません。証券成り又は金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる成り又はそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPM SLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPMS J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

<更新後>

マネープールファンドを除く各ファンド

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の218.16（税抜年10,000分の202）の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、その配分は次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の 97	年10,000分の95	年10,000分の10

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

「東欧投資ファンド」および「トルコ投資ファンド」の投資顧問会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド）が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年1月および7月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、年0.41%の率を乗じて得た額とします。

マネープールファンド

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とし、また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り（税抜）とします。

< コールレート >	< 信託報酬率 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
0.65%以上のとき	年10,000分の59.4 (税抜年10,000分の55)	年10,000分の22	年10,000分の28	年10,000分の5
0.4%以上 0.65%未満のとき	年10,000分の32.4 (税抜年10,000分の30)	年10,000分の13	年10,000分の14	年10,000分の3
0.4%未満のとき	年10,000分の16.2 (税抜年10,000分の15)以内	年10,000分の6.5 以内	年10,000分の7.0 以内	年10,000分の1.5 以内

* なお、平成28年 3月25日現在の信託報酬率は年10,000分の0.1188（税抜年10,000分の0.11）となっております。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
----------	----------	----------

ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
--	--	-----------------------------

（５）課税上の取扱い

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額につい

ては、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

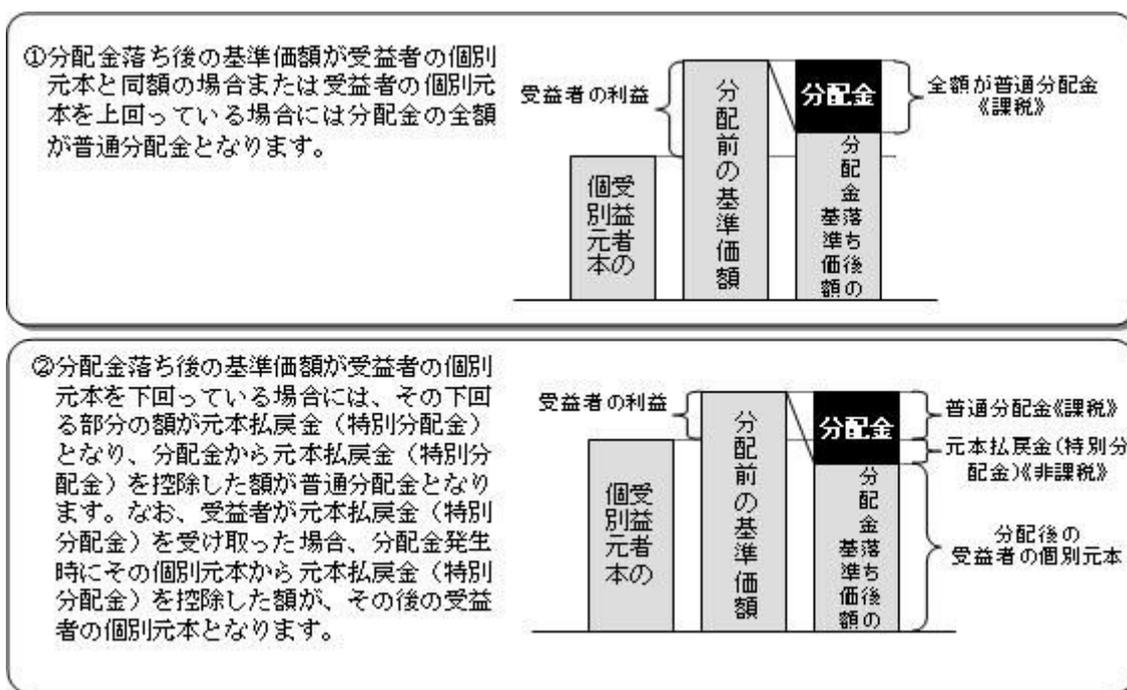
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(平成28年1月末現在)が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は平成28年 1月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

オーロラ（東欧投資ファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	957,763,875	66.02
	チェコ	54,464,795	3.75
	ハンガリー	142,767,926	9.84
	ポーランド	260,964,088	17.99
	小計	1,415,960,684	97.61
現金・預金・その他資産(負債控除後)		34,590,262	2.38
合計(純資産総額)		1,450,550,946	100.00

オーロラ（トルコ投資ファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	トルコ	2,135,448,131	95.50
投資証券	トルコ	92,074,105	4.11
現金・預金・その他資産(負債控除後)		8,461,034	0.37
合計(純資産総額)		2,235,983,270	100.00

オーロラ（マネープールファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	108,404,235	27.62
特殊債券	日本	70,144,289	17.87
現金・預金・その他資産(負債控除後)		213,871,395	54.50
合計(純資産総額)		392,419,919	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

オーロラ（東欧投資ファンド）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	石油・ガス・消耗燃料	40,911	5,278.39	215,944,331	3,917.39	160,264,616	11.04
2	アメリカ	株式	SBERBANK PAO-SPONSORED ADR	銀行	220,010	620.06	136,420,082	646.65	142,270,456	9.80
3	アメリカ	株式	MAGNIT PJSC	食品・生活必需品小売り	6,854	24,464.08	167,676,859	18,131.88	124,275,974	8.56
4	アメリカ	株式	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	石油・ガス・消耗燃料	11,132	12,093.84	134,628,652	9,832.77	109,458,446	7.54
5	ハンガリー	株式	OTP BANK NYRT	銀行	29,636	2,428.03	71,957,230	2,514.52	74,520,433	5.13
6	アメリカ	株式	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF	石油・ガス・消耗燃料	94,338	838.83	79,134,280	716.75	67,617,620	4.66
7	ポーランド	株式	PKO BANK POLSKI SA	銀行	87,778	919.12	80,678,743	718.23	63,044,898	4.34
8	アメリカ	株式	PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	金属・鉱業	44,695	1,961.60	87,673,780	1,397.25	62,450,411	4.30
9	ポーランド	株式	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	保険	57,650	1,333.34	76,867,627	952.90	54,934,731	3.78
10	ハンガリー	株式	RICHTER GEDEON NYRT	医薬品	20,079	1,795.18	36,045,509	2,362.63	47,439,448	3.27
11	アメリカ	株式	PJSC GAZPROM -SPON ADR REG S	石油・ガス・消耗燃料	109,278	577.79	63,139,793	422.38	46,156,865	3.18
12	チェコ	株式	KOMERCNI BANKA AS	銀行	1,445	26,468.28	38,246,672	25,134.60	36,319,497	2.50
13	ポーランド	株式	CYFROWY POLSAT SA	メディア	53,550	673.56	36,069,189	607.41	32,527,073	2.24
14	アメリカ	株式	PJSC M.VIDEO	専門小売り	79,966	385.57	30,832,914	394.68	31,561,498	2.17
15	ポーランド	株式	ALIOR BANK SA	銀行	17,398	2,592.62	45,106,490	1,762.98	30,672,413	2.11
16	アメリカ	株式	PJSC SOLLERS	自動車	45,756	876.30	40,096,326	666.23	30,484,047	2.10
17	アメリカ	株式	YANDEX NV-A	インターネットソフトウェア・サービス	17,800	1,741.73	31,002,913	1,587.02	28,249,011	1.94
18	アメリカ	株式	GLOBALTRA-SPONS GDR REG S	陸運・鉄道	57,732	484.68	27,982,048	441.17	25,469,944	1.75
19	アメリカ	株式	QIWI PLC-SPONSORED ADR	情報技術サービス	15,800	2,834.40	44,783,544	1,560.43	24,654,821	1.69
20	アメリカ	株式	MAIL.RU GROUP-GDR REGS	インターネットソフトウェア・サービス	9,569	2,373.88	22,715,723	2,495.96	23,883,894	1.64
21	ポーランド	株式	POLSKI KONCERN NAFTOWY S.A.	石油・ガス・消耗燃料	12,814	2,162.18	27,706,229	1,848.91	23,691,958	1.63
22	ポーランド	株式	BANK PEKAO SA	銀行	5,735	4,894.53	28,070,151	4,029.68	23,110,215	1.59
23	アメリカ	株式	GLOBAL PORTS INV-GDR REG S	運送インフラ	56,009	600.72	33,645,945	386.78	21,663,385	1.49
24	ハンガリー	株式	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	石油・ガス・消耗燃料	3,561	6,071.52	21,620,706	5,843.31	20,808,045	1.43
25	チェコ	株式	CEZ AS	電力	9,106	2,809.45	25,582,931	1,992.67	18,145,298	1.25

26	アメリカ	株式	MEGAFON PJSC-GDR	無線通信サービス	12,659	1,686.13	21,344,802	1,414.17	17,902,092	1.23
27	アメリカ	株式	E.ON RUSSIA JSC	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	3,611,429	4.83	17,460,537	4.80	17,342,678	1.19
28	ポーランド	株式	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	電力	42,899	522.03	22,394,992	397.33	17,045,416	1.17
29	ポーランド	株式	KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	金属・鉱業	9,605	3,066.70	29,455,701	1,659.27	15,937,384	1.09
30	アメリカ	株式	PJSC GAZPROM NEFT	石油・ガス・消耗燃料	61,830	287.28	17,762,818	228.99	14,158,864	0.97

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	30.48
		化学	0.68
		金属・鉱業	5.40
		陸運・鉄道	1.75
		運送インフラ	1.49
		自動車	2.10
		メディア	2.24
		専門小売り	2.17
		食品・生活必需品小売り	8.56
		医薬品	3.27
		銀行	25.50
		保険	3.78
		インターネットソフトウェア・サービス	3.59
		情報技術サービス	1.69
		無線通信サービス	1.23
電力	2.42		
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	1.19		
合計			97.61

オーロラ（トルコ投資ファンド）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	トルコ	株式	TURKIYE GARANTI BANKASI	銀行	881,760	342.60	302,099,617	299.47	264,068,074	11.80
2	トルコ	株式	AKBANK T.A.S	銀行	789,759	315.75	249,369,879	284.01	224,304,350	10.03
3	トルコ	株式	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	食品・生活必需品小売り	76,500	1,953.12	149,413,680	2,046.70	156,573,085	7.00
4	トルコ	株式	HACI OMER SABANCI HOLDING	各種金融サービス	395,396	408.93	161,691,065	338.54	133,857,678	5.98
5	トルコ	株式	TURKIYE HALK BANKASI	銀行	290,040	510.65	148,111,682	412.59	119,669,518	5.35

6	トルコ	株式	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	無線通信サービス	270,760	510.65	138,266,167	413.00	111,824,828	5.00
7	トルコ	株式	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	石油・ガス・消耗燃料	32,160	2,789.29	89,703,872	3,013.09	96,901,119	4.33
8	トルコ	株式	TURK HAVA YOLLARI AO	旅客航空輸送業	325,917	378.01	123,199,918	294.18	95,881,099	4.28
9	トルコ	投資証券	EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATI		887,380	113.11	100,378,828	103.75	92,074,105	4.11
10	トルコ	株式	TURKIYE IS BANKASI AS-C	銀行	440,291	232.74	102,476,322	184.32	81,156,947	3.62
11	トルコ	株式	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	金属・鉱業	557,500	173.74	96,863,562	124.51	69,415,105	3.10
12	トルコ	株式	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	運送インフラ	90,000	919.59	82,763,460	710.85	63,976,887	2.86
13	トルコ	株式	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	自動車	48,991	1,411.94	69,172,499	1,302.07	63,790,201	2.85
14	トルコ	株式	ULKER BISKUVI SANAYI AS	食品	84,500	690.50	58,348,036	742.18	62,714,683	2.80
15	トルコ	株式	ARCELIK A.S	家庭用耐久財	100,000	581.86	58,186,700	611.57	61,157,070	2.73
16	トルコ	株式	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	自動車	72,500	781.24	56,640,480	822.75	59,649,505	2.66
17	トルコ	株式	TURK TRAKTOR VE ZIRAAT MAKIN	機械	19,744	2,844.23	56,156,497	2,888.99	57,040,219	2.55
18	トルコ	株式	COCA-COLA ICECEK AS	飲料	43,480	1,806.63	78,552,533	1,293.94	56,260,598	2.51
19	トルコ	株式	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	航空宇宙・防衛	63,000	624.59	39,349,265	735.67	46,347,538	2.07
20	トルコ	株式	TURK TELEKOMUNIKASYON AS	各種電気通信サービス	171,000	283.60	48,497,190	215.25	36,807,767	1.64
21	トルコ	株式	ANADOLU HAYAT EMEKLILIK	保険	144,887	214.84	31,127,986	227.86	33,014,531	1.47
22	トルコ	株式	TURK TUBORG BIRA VE MALT SANAYII A.S.	飲料	122,000	227.45	27,749,767	267.33	32,614,663	1.45
23	トルコ	株式	DO&CO AG	ホテル・レストラン・レジャー	2,640	10,355.60	27,338,797	12,101.20	31,947,184	1.42
24	トルコ	株式	BRISA BRIDGESTONE SABANCI LASTIK SAN VE	自動車部品	105,000	362.14	38,024,805	295.81	31,060,711	1.38
25	トルコ	株式	YAPI VE KREDI BANKASI A.S.	銀行	210,000	160.72	33,752,355	145.26	30,505,293	1.36
26	トルコ	株式	DOGUS OTOMOTIV SERVIS VE TIC	販売	59,010	596.92	35,224,385	439.45	25,932,063	1.15
27	トルコ	株式	AYGAZ AS	ガス	60,000	419.10	25,146,420	408.52	24,511,656	1.09
28	トルコ	株式	TURKIYE SINAI KALKINMA BANK	銀行	384,999	69.17	26,631,536	59.81	23,028,446	1.02
29	トルコ	株式	KARDEMIR KARABUK DEMIR-CL D	金属・鉱業	490,109	62.66	30,711,504	43.94	21,537,938	0.96
30	トルコ	株式	TEKFEN HOLDING AS	建設・土木	125,397	183.51	23,011,841	158.69	19,899,375	0.88

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	4.33
		金属・鉱業	4.06
		航空宇宙・防衛	2.07
		建設・土木	0.88
		機械	2.55
		旅客航空輸送業	4.28

	運送インフラ	2.86
	自動車部品	1.38
	自動車	5.52
	家庭用耐久財	2.73
	ホテル・レストラン・レジャー	1.42
	販売	1.15
	食品・生活必需品小売り	7.00
	飲料	3.97
	食品	2.80
	銀行	33.21
	各種金融サービス	5.98
	保険	1.47
	各種電気通信サービス	1.64
	無線通信サービス	5.00
	ガス	1.09
投資証券		4.11
合計		99.62

オーロラ（マネープールファンド）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （%）	償還期限	投資 比率 （%）
1	日本	特殊債券	関西国際空港社債 財投機関債 第3 1回	20,000,000	100.26	20,052,555	100.26	20,052,555	0.504	2016/9/20	5.10
2	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第5回	20,000,000	100.11	20,023,789	100.11	20,023,789	1.6	2016/2/26	5.10
3	日本	地方債証券	大阪府 公募（5年）第7 1回	20,000,000	100.11	20,022,298	100.11	20,022,298	0.76	2016/3/30	5.10
4	日本	地方債証券	神奈川県 公募第4 5回	20,000,000	100.07	20,014,183	100.07	20,014,183	0.62	2016/3/18	5.10
5	日本	地方債証券	北海道 公募（5年）平成22年度第1 3回	14,000,000	100.04	14,005,810	100.04	14,005,810	0.72	2016/2/25	3.56
6	日本	地方債証券	共同発行市場地方債 公募第3 9回	10,000,000	100.69	10,069,934	100.69	10,069,934	1.9	2016/6/24	2.56
7	日本	特殊債券	農林債券 利付第7 3 6回い号	10,000,000	100.28	10,028,605	100.28	10,028,605	0.5	2016/9/27	2.55
8	日本	特殊債券	国際協力銀行債券 第2 5回財投機関債	10,000,000	100.24	10,024,340	100.24	10,024,340	2.04	2016/3/18	2.55
9	日本	地方債証券	大阪市 公募平成17年度第1 3回	10,000,000	100.23	10,023,488	100.23	10,023,488	1.7	2016/3/23	2.55
10	日本	地方債証券	共同発行市場地方債 公募第3 6回	10,000,000	100.23	10,023,326	100.23	10,023,326	1.6	2016/3/25	2.55
11	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第2 5 8回	10,000,000	100.15	10,015,000	100.15	10,015,000	0.55	2016/5/27	2.55
12	日本	地方債証券	宮城県 公募第6回2号	10,000,000	100.08	10,008,010	100.08	10,008,010	0.6	2016/3/25	2.55

13	日本	地方債証券	熊本県 公募平成23年度第1回	9,700,000	100.19	9,718,866	100.19	9,718,866	0.48	2016/7/29	2.47
14	日本	地方債証券	京都府 公募平成23年度第6回	1,500,000	100.25	1,503,877	100.25	1,503,877	0.42	2016/12/16	0.38
15	日本	地方債証券	埼玉県 公募平成18年度第4回	1,000,000	101.11	1,011,105	101.11	1,011,105	1.8	2016/9/28	0.25
16	日本	地方債証券	京都府 公募平成23年度第3回	1,000,000	100.17	1,001,789	100.17	1,001,789	0.4	2016/9/16	0.25
17	日本	地方債証券	静岡県 公募平成23年度第7回	1,000,000	100.15	1,001,549	100.15	1,001,549	0.39	2016/8/25	0.25

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	27.62
特殊債券	17.87
合 計	45.49

投資不動産物件

オーロラ（東欧投資ファンド）

該当事項はありません。

オーロラ（トルコ投資ファンド）

該当事項はありません。

オーロラ（マネープールファンド）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

オーロラ（東欧投資ファンド）

該当事項はありません。

オーロラ（トルコ投資ファンド）

該当事項はありません。

オーロラ（マネープールファンド）

該当事項はありません。

（３）運用実績

純資産の推移

オーロラ（東欧投資ファンド）

平成28年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間	(2006年 7月11日)	14,464	14,870	2.7006	2.7763
第11計算期間	(2007年 7月11日)	11,747	12,185	4.0092	4.1586
第12計算期間	(2008年 7月11日)	7,810	8,069	3.4397	3.5536
第13計算期間	(2009年 7月13日)	2,483	2,512	1.2573	1.2720
第14計算期間	(2010年 7月12日)	2,835	2,898	1.7282	1.7662
第15計算期間	(2011年 7月11日)	2,754	2,832	2.1111	2.1711
第16計算期間	(2012年 7月11日)	1,775	1,805	1.4671	1.4921
第17計算期間	(2013年 7月11日)	1,825	1,872	1.8811	1.9291
第18計算期間	(2014年 7月11日)	1,815	1,868	2.0784	2.1384
第19計算期間	(2015年 7月13日)	1,954	2,004	1.5666	1.6066
	2015年 1月末日	1,457		1.3605	
	2月末日	1,645		1.5562	
	3月末日	1,781		1.5551	
	4月末日	2,202		1.7513	
	5月末日	2,569		1.7523	
	6月末日	2,396		1.6274	
	7月末日	1,918		1.5408	
	8月末日	1,795		1.4397	
	9月末日	1,666		1.3440	
	10月末日	1,766		1.4338	
	11月末日	1,812		1.4841	
	12月末日	1,549		1.3484	
	2016年 1月末日	1,450		1.2555	

オーロラ（トルコ投資ファンド）

平成28年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間	(2006年 7月11日)	5,764	5,808	1.2525	1.2621
第11計算期間	(2007年 7月11日)	7,967	8,184	2.1218	2.1793
第12計算期間	(2008年 7月11日)	4,903	4,972	1.3814	1.4009

第13計算期間	(2009年 7月13日)	2,949	2,949	0.9872	0.9872
第14計算期間	(2010年 7月12日)	3,715	3,778	1.4764	1.5014
第15計算期間	(2011年 7月11日)	3,001	3,048	1.3835	1.4055
第16計算期間	(2012年 7月11日)	3,148	3,177	1.2227	1.2337
第17計算期間	(2013年 7月11日)	4,646	4,750	1.6403	1.6773
第18計算期間	(2014年 7月11日)	4,054	4,141	1.6330	1.6680
第19計算期間	(2015年 7月13日)	3,192	3,254	1.6295	1.6615
	2015年 1月末日	3,885		1.8665	
	2月末日	3,649		1.7644	
	3月末日	3,162		1.6414	
	4月末日	3,260		1.6625	
	5月末日	3,362		1.7121	
	6月末日	3,253		1.6228	
	7月末日	3,010		1.5080	
	8月末日	2,702		1.3454	
	9月末日	2,437		1.2707	
	10月末日	2,612		1.3959	
	11月末日	2,557		1.3923	
	12月末日	2,430		1.3397	
	2016年 1月末日	2,235		1.2832	

オーロラ（マネープールファンド）

平成28年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間	(2006年 7月11日)	311	311	1.0014	1.0014
第11計算期間	(2007年 7月11日)	571	571	1.0028	1.0038
第12計算期間	(2008年 7月11日)	691	692	1.0047	1.0057
第13計算期間	(2009年 7月13日)	339	339	1.0057	1.0067
第14計算期間	(2010年 7月12日)	294	294	1.0057	1.0067
第15計算期間	(2011年 7月11日)	251	252	1.0057	1.0067
第16計算期間	(2012年 7月11日)	210	211	1.0054	1.0064
第17計算期間	(2013年 7月11日)	378	379	1.0052	1.0062
第18計算期間	(2014年 7月11日)	505	505	1.0053	1.0058
第19計算期間	(2015年 7月13日)	615	615	1.0053	1.0058
	2015年 1月末日	332		1.0056	
	2月末日	331		1.0056	
	3月末日	284		1.0057	
	4月末日	279		1.0057	
	5月末日	304		1.0058	
	6月末日	289		1.0058	

7月末日	578		1.0053	
8月末日	383		1.0054	
9月末日	381		1.0054	
10月末日	379		1.0055	
11月末日	380		1.0055	
12月末日	404		1.0055	
2016年 1月末日	392		1.0056	

分配の推移

オーロラ（東欧投資ファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第10計算期間	2005年 7月12日～2006年 7月11日	0.0800円
第11計算期間	2006年 7月12日～2007年 7月11日	0.1600円
第12計算期間	2007年 7月12日～2008年 7月11日	0.1200円
第13計算期間	2008年 7月12日～2009年 7月13日	0.0150円
第14計算期間	2009年 7月14日～2010年 7月12日	0.0380円
第15計算期間	2010年 7月13日～2011年 7月11日	0.0600円
第16計算期間	2011年 7月12日～2012年 7月11日	0.0250円
第17計算期間	2012年 7月12日～2013年 7月11日	0.0480円
第18計算期間	2013年 7月12日～2014年 7月11日	0.0600円
第19計算期間	2014年 7月12日～2015年 7月13日	0.0400円

オーロラ（トルコ投資ファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第10計算期間	2005年 7月12日～2006年 7月11日	0.0100円
第11計算期間	2006年 7月12日～2007年 7月11日	0.0600円
第12計算期間	2007年 7月12日～2008年 7月11日	0.0200円
第13計算期間	2008年 7月12日～2009年 7月13日	0.0000円
第14計算期間	2009年 7月14日～2010年 7月12日	0.0250円
第15計算期間	2010年 7月13日～2011年 7月11日	0.0220円
第16計算期間	2011年 7月12日～2012年 7月11日	0.0110円
第17計算期間	2012年 7月12日～2013年 7月11日	0.0370円
第18計算期間	2013年 7月12日～2014年 7月11日	0.0350円
第19計算期間	2014年 7月12日～2015年 7月13日	0.0320円

オーロラ（マネープールファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第10計算期間	2005年 7月12日～2006年 7月11日	0.0000円
第11計算期間	2006年 7月12日～2007年 7月11日	0.0010円
第12計算期間	2007年 7月12日～2008年 7月11日	0.0010円
第13計算期間	2008年 7月12日～2009年 7月13日	0.0010円
第14計算期間	2009年 7月14日～2010年 7月12日	0.0010円
第15計算期間	2010年 7月13日～2011年 7月11日	0.0010円
第16計算期間	2011年 7月12日～2012年 7月11日	0.0010円
第17計算期間	2012年 7月12日～2013年 7月11日	0.0010円
第18計算期間	2013年 7月12日～2014年 7月11日	0.0005円
第19計算期間	2014年 7月12日～2015年 7月13日	0.0005円

収益率の推移

オーロラ（東欧投資ファンド）

	計算期間	収益率
第10計算期間	2005年 7月12日～2006年 7月11日	45.2%
第11計算期間	2006年 7月12日～2007年 7月11日	54.0%
第12計算期間	2007年 7月12日～2008年 7月11日	11.4%
第13計算期間	2008年 7月12日～2009年 7月13日	63.0%
第14計算期間	2009年 7月14日～2010年 7月12日	40.5%
第15計算期間	2010年 7月13日～2011年 7月11日	25.6%
第16計算期間	2011年 7月12日～2012年 7月11日	29.3%
第17計算期間	2012年 7月12日～2013年 7月11日	31.5%
第18計算期間	2013年 7月12日～2014年 7月11日	13.7%
第19計算期間	2014年 7月12日～2015年 7月13日	22.7%
第20期（中間期）	2015年 7月14日～2016年 1月13日	24.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

オーロラ（トルコ投資ファンド）

	計算期間	収益率
第10計算期間	2005年 7月12日～2006年 7月11日	13.6%
第11計算期間	2006年 7月12日～2007年 7月11日	74.0%
第12計算期間	2007年 7月12日～2008年 7月11日	34.0%
第13計算期間	2008年 7月12日～2009年 7月13日	28.5%
第14計算期間	2009年 7月14日～2010年 7月12日	52.1%
第15計算期間	2010年 7月13日～2011年 7月11日	4.8%
第16計算期間	2011年 7月12日～2012年 7月11日	10.8%

第17計算期間	2012年 7月12日～2013年 7月11日	37.2%
第18計算期間	2013年 7月12日～2014年 7月11日	1.7%
第19計算期間	2014年 7月12日～2015年 7月13日	1.7%
第20期（中間期）	2015年 7月14日～2016年 1月13日	25.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

オーロラ（マネープールファンド）

	計算期間	収益率
第10計算期間	2005年 7月12日～2006年 7月11日	0.0%
第11計算期間	2006年 7月12日～2007年 7月11日	0.2%
第12計算期間	2007年 7月12日～2008年 7月11日	0.3%
第13計算期間	2008年 7月12日～2009年 7月13日	0.2%
第14計算期間	2009年 7月14日～2010年 7月12日	0.1%
第15計算期間	2010年 7月13日～2011年 7月11日	0.1%
第16計算期間	2011年 7月12日～2012年 7月11日	0.1%
第17計算期間	2012年 7月12日～2013年 7月11日	0.1%
第18計算期間	2013年 7月12日～2014年 7月11日	0.1%
第19計算期間	2014年 7月12日～2015年 7月13日	0.0%
第20期（中間期）	2015年 7月14日～2016年 1月13日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

オーロラ（東欧投資ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第10計算期間	2005年 7月12日～2006年 7月11日	8,459,093,354	6,195,814,148	5,356,179,707
第11計算期間	2006年 7月12日～2007年 7月11日	1,762,100,926	4,188,015,741	2,930,264,892
第12計算期間	2007年 7月12日～2008年 7月11日	979,916,473	1,639,446,883	2,270,734,482
第13計算期間	2008年 7月12日～2009年 7月13日	452,607,036	747,782,555	1,975,558,963
第14計算期間	2009年 7月14日～2010年 7月12日	504,270,964	838,923,509	1,640,906,418
第15計算期間	2010年 7月13日～2011年 7月11日	201,736,425	537,799,116	1,304,843,727
第16計算期間	2011年 7月12日～2012年 7月11日	175,117,075	269,857,988	1,210,102,814
第17計算期間	2012年 7月12日～2013年 7月11日	271,214,990	510,868,926	970,448,878
第18計算期間	2013年 7月12日～2014年 7月11日	133,526,459	230,244,713	873,730,624
第19計算期間	2014年 7月12日～2015年 7月13日	1,143,294,536	769,320,028	1,247,705,132
第20期（中間期）	2015年 7月14日～2016年 1月13日	86,865,996	186,433,666	1,148,137,462

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

オーロラ（トルコ投資ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第10計算期間	2005年 7月12日～2006年 7月11日	6,954,846,628	9,686,774,169	4,602,218,654
第11計算期間	2006年 7月12日～2007年 7月11日	4,685,502,362	5,532,384,979	3,755,336,037
第12計算期間	2007年 7月12日～2008年 7月11日	2,624,547,898	2,830,413,122	3,549,470,813
第13計算期間	2008年 7月12日～2009年 7月13日	815,600,966	1,376,957,852	2,988,113,927
第14計算期間	2009年 7月14日～2010年 7月12日	1,590,590,961	2,062,013,220	2,516,691,668
第15計算期間	2010年 7月13日～2011年 7月11日	577,094,491	924,621,339	2,169,164,820
第16計算期間	2011年 7月12日～2012年 7月11日	1,081,612,792	675,330,521	2,575,447,091
第17計算期間	2012年 7月12日～2013年 7月11日	3,651,983,506	3,395,041,615	2,832,388,982
第18計算期間	2013年 7月12日～2014年 7月11日	1,033,241,375	1,382,627,229	2,483,003,128
第19計算期間	2014年 7月12日～2015年 7月13日	721,259,991	1,245,296,665	1,958,966,454
第20期（中間期）	2015年 7月14日～2016年 1月13日	135,444,923	285,922,410	1,808,488,967

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

オーロラ（マネープールファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第10計算期間	2005年 7月12日～2006年 7月11日	2,258,155,623	2,241,847,346	310,574,786
第11計算期間	2006年 7月12日～2007年 7月11日	2,153,928,883	1,894,978,880	569,524,789
第12計算期間	2007年 7月12日～2008年 7月11日	2,784,511,890	2,665,542,781	688,493,898
第13計算期間	2008年 7月12日～2009年 7月13日	826,639,524	1,177,854,321	337,279,101
第14計算期間	2009年 7月14日～2010年 7月12日	783,759,671	828,346,460	292,692,312
第15計算期間	2010年 7月13日～2011年 7月11日	588,174,241	630,392,812	250,473,741
第16計算期間	2011年 7月12日～2012年 7月11日	354,394,974	395,220,467	209,648,248
第17計算期間	2012年 7月12日～2013年 7月11日	985,767,642	818,591,341	376,824,549
第18計算期間	2013年 7月12日～2014年 7月11日	548,006,781	422,078,199	502,753,131
第19計算期間	2014年 7月12日～2015年 7月13日	743,094,272	633,722,915	612,124,488
第20期（中間期）	2015年 7月14日～2016年 1月13日	50,361,526	259,925,052	402,560,962

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

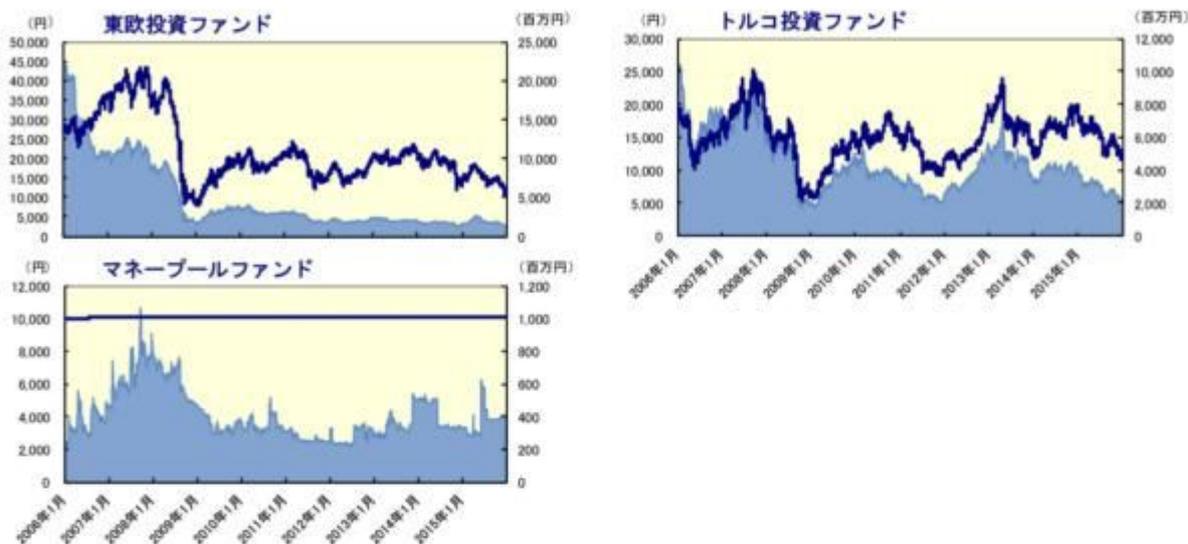
参考情報

< 更新後 >

運用実績 (2016年1月29日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次)

— 基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸)
— 純資産総額(右軸)

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

	東欧投資	トルコ投資	マネーブル
2015年7月	400 円	320 円	5 円
2014年7月	600 円	350 円	5 円
2013年7月	480 円	370 円	10 円
2012年7月	250 円	110 円	10 円
2011年7月	600 円	220 円	10 円
設定未累計	8,340 円	21,620 円	120 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

東欧投資ファンド

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	LUKOIL PJSC-SPON ADR	石油・ガス・消耗燃料	11.0
2	SBERBANK PAO-SPONSORED ADR	銀行	9.8
3	MAGNIT PJSC	食品・生活必需品小売り	8.6
4	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	石油・ガス・消耗燃料	7.5
5	OTP BANK NYRT	銀行	5.1
6	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF	石油・ガス・消耗燃料	4.7
7	PKO BANK POLSKI SA	銀行	4.3
8	PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	金属・鉱業	4.3
9	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	保険	3.8
10	RICHTER GEDEON NYRT	医薬品	3.3

トルコ投資ファンド

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TURKIYE GARANTI BANKASI	銀行	11.8
2	AKBANK T.A.S	銀行	10.0
3	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	食品・生活必需品小売り	7.0
4	HACI OMER SABANCI HOLDING	各種金融サービス	6.0
5	TURKIYE HALK BANKASI	銀行	5.4
6	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	無線通信サービス	5.0
7	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	石油・ガス・消耗燃料	4.3
8	TURK HAVA YOLLARI AO	旅客航空輸送業	4.3
9	EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATI	—	4.1
10	TURKIYE IS BANKASI AS-C	銀行	3.6

国/地域別投資比率

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	アメリカ	66.0
2	ポーランド	18.0
3	ハンガリー	9.8
4	チェコ	3.8

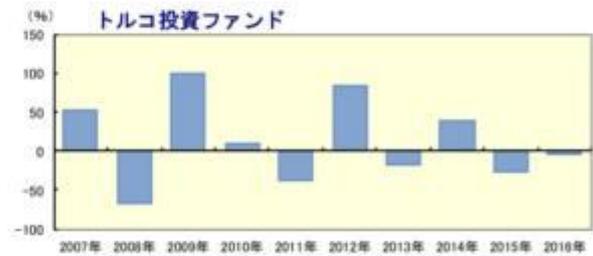
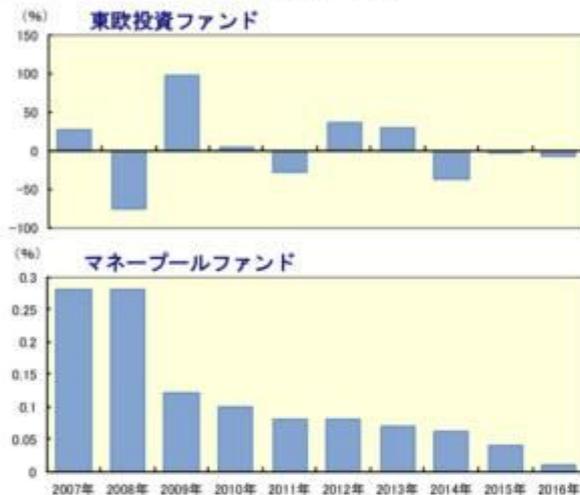
※ユーロについては発行国で記載しております。

マネーボールファンド

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	関西国際空港社債 財投機関債第31回	特殊債券	5.1
2	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第5回	特殊債券	5.1
3	大阪府 公募(5年)第71回	地方債証券	5.1
4	神奈川県 公募第45回	地方債証券	5.1
5	北海道 公募(5年)平成22年度第13回	地方債証券	3.6
6	共同発行市場地方債 公募第39回	地方債証券	2.6
7	農林債券 利付第736回い号	特殊債券	2.6
8	国際協力銀行債券 第25回財投機関債	特殊債券	2.6
9	大阪市 公募平成17年度第13回	地方債証券	2.6
10	共同発行市場地方債 公募第36回	地方債証券	2.6

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2016年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は1万円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、スイッチングによる申込みは1万円以上1円単位とします。また、スイッチングに際し、当該投資者が保有する一ファンドまたは複数のファンドの全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

各ファンドの受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「マネープールファンド」の取得は、スイッチングの場合に限ります。

「マネープールファンド」を除く各ファンドにおいては、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込（スイッチングの申込みを含む）の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込（スイッチングの申込みを含む）の受付を取り消す場合があります。

「マネープールファンド」については、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込（スイッチングの申込みを含む）の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込（スイッチングの申込みを含む）の受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

（ ）「東欧投資ファンド」および「トルコ投資ファンド」の各ファンドについては、取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額としま

す。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

ただし、「マネープールファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

<訂正後>

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、スイッチングによる申込みは1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。また、スイッチングに際し、当該投資者が保有する一ファンドまたは複数のファンドの全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

各ファンドの受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「マネープールファンド」の取得は、スイッチングの場合に限ります。

「マネープールファンド」を除く各ファンドにおいては、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の

変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込(スイッチングの申込みを含む)の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込(スイッチングの申込みを含む)の受付けを取り消す場合があります。

「マネープールファンド」については、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込(スイッチングの申込みを含む)の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込(スイッチングの申込みを含む)の受付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

() 「東欧投資ファンド」および「トルコ投資ファンド」の各ファンドについては、取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24% (税抜3.0%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

ただし、「マネープールファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

() 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 換金(解約) 手続等

< 訂正前 >

受益者は、委託者に1円単位または1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものが当日のお申込み分となります。

「マネープールファンド」を除く各ファンドについては、換金価額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

「マネープールファンド」については、換金価額は、解約申込みの受付日の基準価額となります。

「マネープールファンド」を除く各ファンドについては、信託財産留保額は、基準価額に0.5%の率を

乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

「東欧投資ファンド」および「トルコ投資ファンド」の各ファンドについては、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件1億円を超える一部解約は行なえません。また、「マネープールファンド」を含む各ファンドにおいて、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して8営業日目から販売会社において支払います。

「マネープールファンド」を除く各ファンドについては、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープールファンド」については、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

< 訂正後 >

受益者は、委託者に1口単位または1円単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとなります。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までには、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものが当日のお申込み分となります。

「マネープールファンド」を除く各ファンドについては、換金価額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

「マネープールファンド」については、換金価額は、解約申込みの受付日の基準価額となります。

「マネープールファンド」を除く各ファンドについては、信託財産留保額は、基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

「東欧投資ファンド」および「トルコ投資ファンド」の各ファンドについては、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件1億円を超える一部解約は行なえません。また、「マネープールファンド」を含む各ファンドにおいて、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して8営業日目から販売会社において支払います。

「マネープールファンド」を除く各ファンドについては、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープールファンド」については、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 資産管理等の概要

(5) その他

<更新後>

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、各ファンドにつき、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- () 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- () 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- () 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全て

の受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 受益者の権利等

<訂正前>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、8営業日目から受益者にお支払いします。

<訂正後>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、8営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

オーロラ（東欧投資ファンド）
 オーロラ（トルコ投資ファンド）
 オーロラ（マネープールファンド）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間(平成27年7月14日から平成28年1月13日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

オーロラ（東欧投資ファンド）

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第19期 (平成27年 7月13日現在)	第20期中間計算期間末 (平成28年 1月13日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	344,748,884	19,679,197
コール・ローン	87,185,376	757,501
株式	1,912,955,739	1,331,966,921
派生商品評価勘定	155,237	-
未収入金	11,477,329	-
未収配当金	16,598,074	9,141,008
未収利息	157	1
流動資産合計	2,373,120,796	1,361,544,628
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,749,672	36,000
未払収益分配金	49,908,205	-
未払解約金	345,211,308	1,662,495
未払受託者報酬	1,067,825	4,030
未払委託者報酬	20,502,220	77,385
その他未払費用	31,980	120
流動負債合計	418,471,210	1,780,030
負債合計		
	418,471,210	1,780,030
純資産の部		
元本等		
元本	1,247,705,132	1,148,137,462
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	706,944,454	211,627,136
(分配準備積立金)	73,948,683	64,340,300
元本等合計	1,954,649,586	1,359,764,598
純資産合計		
	1,954,649,586	1,359,764,598
負債純資産合計		
	2,373,120,796	1,361,544,628

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	第19期中間計算期間 自 平成26年 7月12日 至 平成27年 1月11日	第20期中間計算期間 自 平成27年 7月14日 至 平成28年 1月13日
営業収益		
受取配当金	48,563,264	38,194,289
受取利息	22,731	15,138
有価証券売買等損益	863,380,097	371,505,828
為替差損益	289,917,933	101,071,590
営業収益合計	524,876,169	434,367,991
営業費用		
受託者報酬	890,868	956,681
委託者報酬	17,104,702	18,368,286
その他費用	1,647,893	2,662,165
営業費用合計	19,643,463	21,987,132
営業利益又は営業損失()	544,519,632	456,355,123
経常利益又は経常損失()	544,519,632	456,355,123
中間純利益又は中間純損失()	544,519,632	456,355,123
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	44,326,583	21,314,443
期首剰余金又は期首欠損金()	942,206,363	706,944,454
剰余金増加額又は欠損金減少額	219,457,098	44,198,442
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	219,457,098	44,198,442
剰余金減少額又は欠損金増加額	199,083,966	104,475,080
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	199,083,966	104,475,080
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	462,386,446	211,627,136

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5.その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年 7月14日から平成28年 1月13日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第19期 平成27年 7月13日現在	第20期中間計算期間末 平成28年 1月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,247,705,132口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,148,137,462口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5666円 (10,000口当たり純資産額) (15,666円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1843円 (10,000口当たり純資産額) (11,843円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期中間計算期間 自 平成26年 7月12日 至 平成27年 1月11日	第20期中間計算期間 自 平成27年 7月14日 至 平成28年 1月13日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 支払金額 3,442,253円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 支払金額 3,619,852円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第19期 平成27年 7月13日現在	第20期中間計算期間末 平成28年 1月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

<p>株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>
--	---

（その他の注記）

1 元本の移動

第19期 自 平成26年 7月12日 至 平成27年 7月13日		第20期中間計算期間 自 平成27年 7月14日 至 平成28年 1月13日	
期首元本額	873,730,624円	期首元本額	1,247,705,132円
期中追加設定元本額	1,143,294,536円	期中追加設定元本額	86,865,996円
期中一部解約元本額	769,320,028円	期中一部解約元本額	186,433,666円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第19期(平成27年 7月13日現在)				第20期中間計算期間末(平成28年 1月13日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	343,107,694	-	344,702,129	1,594,435	11,754,000	-	11,790,000	36,000
米ドル	237,268,523	-	237,647,366	378,843	11,754,000	-	11,790,000	36,000
チェココルナ	11,388,804	-	11,456,419	67,615	-	-	-	-
フォリント	24,804,190	-	25,100,443	296,253	-	-	-	-
ズロチ	69,646,177	-	70,497,901	851,724	-	-	-	-
合計	343,107,694	-	344,702,129	1,594,435	11,754,000	-	11,790,000	36,000

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

オーロラ（トルコ投資ファンド）

（１）中間貸借対照表

（単位：円）		
	第19期 (平成27年 7月13日現在)	第20期中間計算期間末 (平成28年 1月13日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,327	18,180,804
コール・ローン	128,438,118	12,704,139
株式	3,063,574,427	2,094,174,303
投資証券	128,870,331	93,050,610
未収配当金	431,774	-
未収利息	231	24
流動資産合計	3,321,317,208	2,218,109,880
資産合計	3,321,317,208	2,218,109,880
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	81,670	-
未払金	27,963,105	-
未払収益分配金	62,686,926	-
未払解約金	1,912,437	7,552,115
未払受託者報酬	1,809,849	6,450
未払委託者報酬	34,748,989	123,830
その他未払費用	54,232	193
流動負債合計	129,257,208	7,682,588
負債合計	129,257,208	7,682,588
純資産の部		
元本等		
元本	1,958,966,454	1,808,488,967
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,233,093,546	401,938,325
（分配準備積立金）	18,355,657	16,839,275
元本等合計	3,192,060,000	2,210,427,292
純資産合計	3,192,060,000	2,210,427,292
負債純資産合計	3,321,317,208	2,218,109,880

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）		
	第19期中間計算期間 自 平成26年 7月12日 至 平成27年 1月11日	第20期中間計算期間 自 平成27年 7月14日 至 平成28年 1月13日
営業収益		
受取配当金	5,320,593	4,212,946

	第19期中間計算期間 自 平成26年 7月12日 至 平成27年 1月11日	第20期中間計算期間 自 平成27年 7月14日 至 平成28年 1月13日
受取利息	26,912	13,224
有価証券売買等損益	456,274,426	292,016,073
為替差損益	368,974,300	471,633,836
営業収益合計	830,596,231	759,423,739
営業費用		
受託者報酬	2,224,840	1,454,112
委託者報酬	42,716,754	27,918,868
その他費用	3,967,514	2,502,956
営業費用合計	48,909,108	31,875,936
営業利益又は営業損失()	781,687,123	791,299,675
経常利益又は経常損失()	781,687,123	791,299,675
中間純利益又は中間純損失()	781,687,123	791,299,675
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	81,424,908	76,417,100
期首剰余金又は期首欠損金()	1,571,825,111	1,233,093,546
剰余金増加額又は欠損金減少額	285,541,257	60,630,076
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	285,541,257	60,630,076
剰余金減少額又は欠損金増加額	479,299,352	176,902,722
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	479,299,352	176,902,722
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	2,078,329,231	401,938,325

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年 7月14日から平成28年 1月13日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第19期 平成27年 7月13日現在	第20期中間計算期間末 平成28年 1月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,958,966,454口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,808,488,967口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6295円 (10,000口当たり純資産額) (16,295円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2223円 (10,000口当たり純資産額) (12,223円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期中間計算期間 自 平成26年 7月12日 至 平成27年 1月11日	第20期中間計算期間 自 平成27年 7月14日 至 平成28年 1月13日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド)に対し総額以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 支払金額 8,637,151円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド)に対し総額以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 支払金額 5,499,504円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第19期 平成27年 7月13日現在	第20期中間計算期間末 平成28年 1月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

<p>株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
---	--

（その他の注記）

1 元本の移動

	第19期 自 平成26年 7月12日 至 平成27年 7月13日	第20期中間計算期間 自 平成27年 7月14日 至 平成28年 1月13日
期首元本額	2,483,003,128円	1,958,966,454円
期中追加設定元本額	721,259,991円	135,444,923円
期中一部解約元本額	1,245,296,665円	285,922,410円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第19期(平成27年 7月13日現在)				第20期中間計算期間末(平成28年 1月13日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	28,032,585	-	27,950,915	81,670	-	-	-	-
トルコリラ	28,032,585	-	27,950,915	81,670	-	-	-	-
合計	28,032,585	-	27,950,915	81,670	-	-	-	-

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

オーロラ（マネープールファンド）

（１）中間貸借対照表

	（単位：円）	
	第19期 (平成27年 7月13日現在)	第20期中間計算期間末 (平成28年 1月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	323,800,723	180,748,990
国債証券	40,002,291	-
地方債証券	-	84,356,875
特殊債券	150,596,636	90,157,349
現先取引勘定	110,005,880	50,012,000
未収利息	483,883	473,486
前払費用	293,147	154,533
流動資産合計	625,182,560	405,903,233
資産合計	625,182,560	405,903,233
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	306,062	-
未払解約金	9,466,595	1,104,010
未払受託者報酬	3,356	24
未払委託者報酬	30,029	214
その他未払費用	66	1
流動負債合計	9,806,108	1,104,249
負債合計	9,806,108	1,104,249
純資産の部		
元本等		
元本	612,124,488	402,560,962
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,251,964	2,238,022
（分配準備積立金）	681,443	395,696
元本等合計	615,376,452	404,798,984
純資産合計	615,376,452	404,798,984
負債純資産合計	625,182,560	405,903,233

（２）中間損益及び剰余金計算書

	（単位：円）	
	第19期中間計算期間 自 平成26年 7月12日 至 平成27年 1月11日	第20期中間計算期間 自 平成27年 7月14日 至 平成28年 1月13日
営業収益		
受取利息	930,365	1,120,783
有価証券売買等損益	793,716	977,798
営業収益合計	136,649	142,985
営業費用		

	第19期中間計算期間 自 平成26年 7月12日 至 平成27年 1月11日	第20期中間計算期間 自 平成27年 7月14日 至 平成28年 1月13日
受託者報酬	3,652	4,557
委託者報酬	32,765	40,898
その他費用	108	190
営業費用合計	36,525	45,645
営業利益又は営業損失()	100,124	97,340
経常利益又は経常損失()	100,124	97,340
中間純利益又は中間純損失()	100,124	97,340
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	23,500	5,535
期首剰余金又は期首欠損金()	2,661,019	3,251,964
剰余金増加額又は欠損金減少額	821,821	275,342
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	821,821	275,342
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,640,475	1,381,089
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,640,475	1,381,089
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,918,989	2,238,022

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日)の規定によっております。 計算期間 当ファンドの中間計算期間は、平成27年 7月14日から平成28年 1月13日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第19期 平成27年 7月13日現在	第20期中間計算期間末 平成28年 1月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 612,124,488口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 402,560,962口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0053円 (10,000口当たり純資産額) (10,053円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0056円 (10,000口当たり純資産額) (10,056円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第19期 平成27年 7月13日現在	第20期中間計算期間末 平成28年 1月13日現在
<p>1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2．時価の算定方法 国債証券、特殊債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。</p> <p>2．時価の算定方法 地方債証券、特殊債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>

（その他の注記）

1 元本の移動

第19期 自 平成26年 7月12日 至 平成27年 7月13日	第20期中間計算期間 自 平成27年 7月14日 至 平成28年 1月13日
期首元本額 502,753,131円	期首元本額 612,124,488円
期中追加設定元本額 743,094,272円	期中追加設定元本額 50,361,526円
期中一部解約元本額 633,722,915円	期中一部解約元本額 259,925,052円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

オーロラ（東欧投資ファンド）

平成28年 1月29日現在

資産総額	1,452,412,939円
負債総額	1,861,993円
純資産総額（ - ）	1,450,550,946円

発行済口数	1,155,350,346口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2555円

オーロラ（トルコ投資ファンド）

平成28年 1月29日現在

資産総額	2,299,319,882円
負債総額	63,336,612円
純資産総額（ - ）	2,235,983,270円
発行済口数	1,742,557,519口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2832円

オーロラ（マネープールファンド）

平成28年 1月29日現在

資産総額	406,630,721円
負債総額	14,210,802円
純資産総額（ - ）	392,419,919円
発行済口数	390,247,963口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0056円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

< 更新後 >

(1) 資本金の額

平成28年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

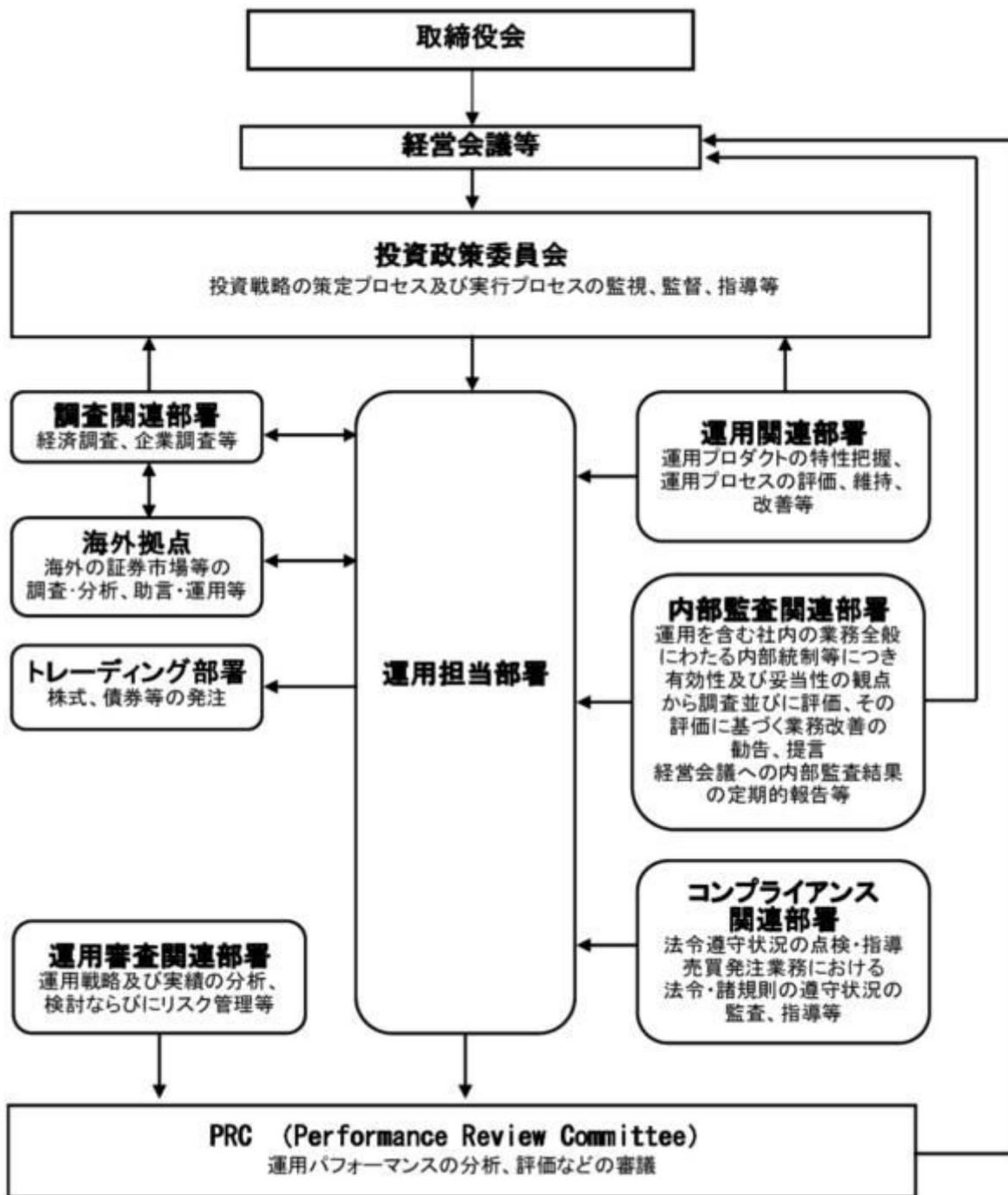
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成28年1月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	892	18,227,745
単位型株式投資信託	52	231,128
追加型公社債投資信託	18	6,574,859
単位型公社債投資信託	183	1,368,026
合計	1,145	26,401,757

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		247	411
金銭の信託		51,758	56,824
有価証券		11,800	17,100
前払金		0	15
前払費用		28	29
未収入金		287	330
未収委託者報酬		10,741	12,679
未収収益		5,999	7,436
繰延税金資産		2,010	2,594
その他		159	73

貸倒引当金			8		9
流動資産計			83,026		97,486
固定資産					
有形固定資産			1,508		1,322
建物	2	442		413	
器具備品	2	1,065		909	
無形固定資産			8,249		7,254
ソフトウェア		8,248		7,253	
電話加入権		1		0	
その他		0		0	
投資その他の資産			22,052		24,840
投資有価証券		11,747		11,593	
関係会社株式		9,609		10,149	
従業員長期貸付金		35		30	
長期差入保証金		50		49	
長期前払費用		80		60	
前払年金費用		347		2,776	
その他		181		179	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			31,810		33,417
資産合計			114,837		130,903

区分	注記 番号	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			106		118
未払金	1		9,720		11,602
未払収益分配金		2		1	
未払償還金		33		32	
未払手数料		4,493		4,883	
その他未払金		5,191		6,684	
未払費用	1		8,420		10,221
未払法人税等			1,960		1,961
賞与引当金			3,984		4,558
外国税支払損失引当金			-		1,721
流動負債計			24,191		30,182
固定負債					
退職給付引当金			-		2,467
時効後支払損失引当金			505		521
繰延税金負債			3,211		747
固定負債計			3,716		3,735
負債合計			27,907		33,918
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			80,249		90,092
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			11,729		11,729
			51,339		61,182

利益準備金		685	685
その他利益剰余金		50,654	60,497
別途積立金		24,606	24,606
繰越利益剰余金		26,048	35,890
評価・換算差額等			6,893
その他有価証券評価差額金		6,679	6,893
純資産合計		86,929	96,985
負債・純資産合計		114,837	130,903

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		87,258	96,159
運用受託報酬		24,589	31,466
その他営業収益		188	221
営業収益計		112,036	127,847
営業費用			
支払手数料		44,194	47,060
広告宣伝費		793	823
公告費		0	-
受益証券発行費		6	5
調査費		20,794	28,326
調査費		1,250	1,299
委託調査費		19,544	27,027
委託計算費		941	1,156
営業雑経費		2,926	3,275
通信費		188	193
印刷費		948	951
協会費		76	77
諸経費		1,712	2,053
営業費用計		69,656	80,648
一般管理費			
給料		11,091	11,660
役員報酬	2	292	289
給料・手当		6,823	6,874
賞与		3,975	4,496
交際費		131	131
旅費交通費		454	472
租税公課		387	501
不動産賃借料		1,212	1,218
退職給付費用		1,069	723
固定資産減価償却費		3,518	3,120
諸経費		6,596	6,815
一般管理費計		24,460	24,643

営業利益			17,919		22,555
------	--	--	--------	--	--------

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	3,680		4,038	
収益分配金		0		-	
受取利息		3		5	
金銭の信託運用益		379		347	
その他		336		366	
営業外収益計			4,400		4,756
営業外費用					
支払利息	1	11		-	
時効後支払損引当金繰入額		24		28	
その他		132		137	
営業外費用計			169		166
經常利益			22,151		27,146
特別利益					
投資有価証券等売却益		-		794	
株式報酬受入益		203		142	
特別利益計			203		936
特別損失					
投資有価証券償還損		51		-	
投資有価証券等評価損		2		91	
関係会社株式評価損		2,491		-	
固定資産除却損	3	17		357	
外国税支払損失引当金繰入額		-		1,721	
特別損失計			2,562		2,169
税引前当期純利益			19,792		25,913
法人税、住民税及び事業税			7,608		8,433
法人税等調整額			90		2,488
当期純利益			12,273		19,967

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				株	
		資本剰余金		利益剰余金		
				その他利益剰余金		

	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						3,966	3,966	3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,659	30	4,628	76,570
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,659	30	4,628	76,570
当期変動額				
剰余金の配当				3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	-	6,679	86,929

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249
会計方針の変更による累積的影響額						81	81	81
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	25,966	51,258	80,168
当期変動額								
剰余金の配当						10,043	10,043	10,043
当期純利益						19,967	19,967	19,967
株主資本以外の項目の当期 変動額（純 額）								
当期変動額合 計	-	-	-	-	-	9,923	9,923	9,923
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,679	6,679	86,929
会計方針の変更による累積的影響額			81
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,679	6,679	86,847
当期変動額			
剰余金の配当			10,043
当期純利益			19,967
株主資本以外の項目の 当期変動額（純 額）	213	213	213

当期変動額合計	213	213	10,137
当期末残高	6,893	6,893	96,985

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) 其他有価証券</p> <p>時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="691 869 986 996"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産</p> <p>定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p>								

<p>5. 消費税等の会計処理方法</p> <p>6. 連結納税制度の適用</p>	<p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 外国税支払損失引当金 将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込まれる負担所要額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p>
---	--

[会計方針の変更]

<p>(退職給付に関する会計基準等の適用)</p> <p>「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が127百万円減少し、繰越利益剰余金が81百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益はそれぞれ38百万円増加しております。</p>
--

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成26年3月31日)	当事業年度末 (平成27年3月31日)												
<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払金</td> <td>4,601百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>1,607</td> </tr> </table>	未払金	4,601百万円	未払費用	1,607	<p>1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払金</td> <td>4,979百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>1,411</td> </tr> </table>	未払金	4,979百万円	未払費用	1,411				
未払金	4,601百万円												
未払費用	1,607												
未払金	4,979百万円												
未払費用	1,411												
<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>565百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2,849</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,414</td> </tr> </table>	建物	565百万円	器具備品	2,849	合計	3,414	<p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>607百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3,052</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,659</td> </tr> </table>	建物	607百万円	器具備品	3,052	合計	3,659
建物	565百万円												
器具備品	2,849												
合計	3,414												
建物	607百万円												
器具備品	3,052												
合計	3,659												

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,568百万円 支払利息 5	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,966百万円 支払利息 -
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損 器具備品 6百万円 ソフトウェア 11 合計 17	3. 固定資産除却損 器具備品 15百万円 ソフトウェア 342 合計 357

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,966百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	770円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,043百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,950円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月2日

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,043百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,950円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	19,933百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,870円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月26日

金融商品関係

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経

営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	247	247	-
(2)金銭の信託	51,758	51,758	-
(3)未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5)関係会社株式	3,064	141,441	138,377
資産計	88,278	226,656	138,377
(6)未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7)未払費用	8,420	8,420	-
(8)未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりませんが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	411	411	-
(2)金銭の信託	56,824	56,824	-
(3)未収委託者報酬	12,679	12,679	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	27,398	27,398	-
(5)関係会社株式	3,064	196,109	193,045
資産計	100,378	293,423	193,045
(6)未払金	11,602	11,602	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	32	32	-
未払手数料	4,883	4,883	-
其他未払金	6,684	6,684	-
(7)未払費用	10,221	10,221	-
(8)未払法人税等	1,961	1,961	-
負債計	23,784	23,784	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関して

は、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,294百万円、関係会社株式7,085百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について90百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	411	-	-	-
金銭の信託	56,824	-	-	-
未収委託者報酬	12,679	-	-	-
有価証券	17,100	-	-	-
合計	87,015	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

4．その他有価証券(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	11,800	11,800	-
小計	11,800	11,800	-
合計	22,467	12,082	10,384

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	-	-	-
投資信託	761	-	51
合計	761	-	51

(注) 投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

当事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	196,109	193,045
合計	3,064	196,109	193,045

4．その他有価証券(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,298	282	10,015
小計	10,298	282	10,015
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	17,100	17,100	-
小計	17,100	17,100	-
合計	27,398	17,382	10,015

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	800	790	-
投資信託	-	-	-
合計	800	790	-

退職給付関係

前事業年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)	
1．採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2．確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	494
その他	11
退職給付債務の期末残高	15,680

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	475
年金資産の期末残高	14,786

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	14,786
	1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	1,733
未認識過去勤務費用	492
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	347
前払年金費用	347
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	347

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	40
その他	12
確定給付制度に係る退職給付費用	899

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,680 百万円
会計方針の変更による累積的影響額	127
会計方針の変更を反映した期首残高	15,808
勤務費用	746
利息費用	213
数理計算上の差異の発生額	1,128
退職給付の支払額	724
その他	46
退職給付債務の期末残高	17,218

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	14,786 百万円
期待運用収益	369
数理計算上の差異の発生額	975
事業主からの拠出額	558
退職給付の支払額	573
年金資産の期末残高	16,117

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,474 百万円
年金資産	16,117
	1,643
非積立型制度の退職給付債務	2,743
未積立退職給付債務	1,100
未認識数理計算上の差異	1,861
未認識過去勤務費用	451
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309
退職給付引当金	2,467
前払年金費用	2,776
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	746 百万円
利息費用	213
期待運用収益	369
数理計算上の差異の費用処理額	24
過去勤務費用の費用処理額	40
その他	24
確定給付制度に係る退職給付費用	550

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	13%
受益証券等	29%
生保一般勘定	21%
その他	6%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	1.1%
退職一時金制度の割引率	0.8%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成26年3月31日)	当事業年度末 (平成27年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
関係会社株式評価減 1,947	関係会社株式評価減 1,784
賞与引当金 1,434	賞与引当金 1,504
退職給付引当金 -	退職給付引当金 789
所有株式税務簿価通算差異 776	所有株式税務簿価通算差異 690
外国税支払損失引当金 -	外国税支払損失引当金 567
投資有価証券評価減 502	投資有価証券評価減 475
未払事業税 425	未払事業税 387
ゴルフ会員権評価減 408	ゴルフ会員権評価減 296
減価償却超過額 206	減価償却超過額 186
関連会社株式譲渡益 -	関連会社株式譲渡益 169
時効後支払損引当金 181	時効後支払損引当金 166
子会社株式売却損 172	子会社株式売却損 153
未払社会保険料 100	未払社会保険料 92
その他 126	その他 214
繰延税金資産小計 6,284	繰延税金資産小計 7,479
評価性引当額 3,602	評価性引当額 1,500
繰延税金資産合計 2,681	繰延税金資産合計 5,979
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 3,757	その他有価証券評価差額金 3,243
前払年金費用 125	前払年金費用 888
繰延税金負債合計 3,882	繰延税金負債合計 4,132
繰延税金負債の純額 1,200	繰延税金資産の純額 1,847
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 38.0%	法定実効税率 36.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 6.0%
住民税等均等割 0.0%	住民税等均等割 0.0%
タックスヘイブン税制 1.4%	タックスヘイブン税制 1.2%
外国税額控除 0.3%	外国税額控除 0.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.5%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 1.8%
評価性引当額 4.7%	評価性引当額 7.3%
その他 0.1%	その他 2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.9%

<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。</p> <p>この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は111百万円減少しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33%に、平成28年4月1日に開始する前事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32%となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の純額は73百万円減少し、法人税等調整額が479百万円、その他有価証券評価差額金が405百万円、それぞれ増加しております。</p>
---	--

セグメント情報等

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	8,000	短期借入金	-
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	5,073	未払費用	716

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	36,867	未払手数料	3,854

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る 投資顧問料の支払 (*4)	1,959	未払費用	760
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業		資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	-
							借入金利息の支払	6	未払費用	-

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

㈱野村総合研究所

流動資産合計	191,892
固定資産合計	249,548
流動負債合計	84,950
固定負債合計	55,262
純資産合計	301,227
売上高	355,777
税引前当期純利益	47,854
当期純利益	28,759

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接 21.4%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1)	3,990	未払費用	547

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	39,273	未払手数料	4,182
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3)	1,976	未払費用	815

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)	
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	229,418
固定資産合計	273,220
流動負債合計	87,832
固定負債合計	65,965
純資産合計	348,841
売上高	358,952
税引前当期純利益	51,509
当期純利益	34,167

1株当たり情報

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,877円25銭	1株当たり純資産額	18,829円58銭
1株当たり当期純利益	2,382円87銭	1株当たり当期純利益	3,876円72銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	12,273百万円	損益計算書上の当期純利益	19,967百万円
普通株式に係る当期純利益	12,273百万円	普通株式に係る当期純利益	19,967百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成27年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		282
金銭の信託		55,445
有価証券		4,900
未収委託者報酬		15,728
未収収益		6,953
繰延税金資産		1,750
その他		560
貸倒引当金		11
流動資産計		85,609
固定資産		

有形固定資産	1	1,203
無形固定資産		6,862
ソフトウェア		6,861
その他		1
投資その他の資産		25,539
投資有価証券		12,316
関係会社株式		10,149
前払年金費用		2,786
その他		287
固定資産計		33,604
資産合計		119,214

平成27年9月30日現在		
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払収益分配金		1
未払償還金		32
未払手数料		5,797
その他未払金	2	3,270
未払費用		8,217
未払法人税等		1,452
賞与引当金		2,436
外国税支払損失引当金		1,704
その他		114
流動負債計		23,026
固定負債		
退職給付引当金		2,580
時効後支払損失引当金		515
繰延税金負債		927
固定負債計		4,023
負債合計		27,050
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		84,911
資本剰余金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		56,001
利益準備金		685
その他利益剰余金		55,316
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		30,709
評価・換算差額等		7,252
その他有価証券評価差額金		7,252
純資産合計		92,164
負債・純資産合計		119,214

中間損益計算書

自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日		
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		53,884
運用受託報酬		14,970

その他営業収益			103
営業収益計			68,958
営業費用			
支払手数料			24,815
調査費			13,494
その他営業費用			2,877
営業費用計			41,187
一般管理費	1		12,544
営業利益			15,225
営業外収益	2		5,927
営業外費用	3		1,299
経常利益			19,853
特別利益	4		46
特別損失	5		53
税引前中間純利益			19,846
法人税、住民税及び事業税			4,530
法人税等調整額			855
中間純利益			14,460

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
				別途積立金				
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当中間期変動額								
剰余金の配当						19,933	19,933	19,933
中間純利益						14,460	14,460	14,460
吸収分割による増加						291	291	291
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	5,180	5,180	5,180

当中間期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	30,709	56,001	84,911
---------	--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	--------

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当中間期変動額			
剰余金の配当			19,933
中間純利益			14,460
吸収分割による増加			291
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	359	359	359
当中間期変動額合計	359	359	4,821
当中間期末残高	7,252	7,252	92,164

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 外国税支払損引当金 将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込まれる負担所要額を計上しております。</p>
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成27年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	3,781百万円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

中間損益計算書関係

自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	
1 減価償却実施額 有形固定資産 151百万円 無形固定資産 1,125百万円	
2 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 5,586百万円	
3 営業外費用のうち主要なもの 金銭信託運用損 1,200百万円 時効後支払損引当金繰入 48百万円	

4	特別利益の内訳		
	株式報酬受入益	46	百万円
5	特別損失の内訳		
	固定資産除却損	53	百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日				
1	発行済株式に関する事項			
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	-	-
				当中間会計期間末 5,150,693株
2	配当に関する事項			
	配当金支払額			
	平成27年 5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。			
	・普通株式の配当に関する事項			
	(1) 配当金の総額		19,933	百万円
	(2) 1株当たり配当額		3,870	円
	(3) 基準日		平成27年 3月31日	
	(4) 効力発生日		平成27年 6月26日	

金融商品関係

当中間会計期間（自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年 9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	282	282	-
(2)金銭の信託	55,445	55,445	-
(3)未収委託者報酬	15,728	15,728	-
(4)未収収益	6,953	6,953	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	15,728	15,728	-
(6)関係会社株式	3,064	198,495	195,431
資産計	97,202	292,634	195,431
(7)未払金	9,101	9,101	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	32	32	-
未払手数料	5,797	5,797	-
その他未払金	3,270	3,270	-
(8)未払費用	8,217	8,217	-
(9)未払法人税等	1,452	1,452	-
負債計	18,771	18,771	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,487百万円、関係会社株式7,085百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（平成27年9月30日）

1．満期保有目的の債券(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式(平成27年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	198,495	195,431
合計	3,064	198,495	195,431

3. その他有価証券(平成27年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの 株式	10,828	282	10,545
小計	10,828	282	10,545
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	4,900	4,900	-
小計	4,900	4,900	-
合計	15,728	5,182	10,545

企業結合等関係

会社分割について

当社と野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」)は、平成27年2月18日付吸収分割契約に基づき、機関投資家顧問事業及びリテール運用関連事業を会社分割により、当社に承継させることを決定いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 会社分割の目的

本件会社分割により、当社は、NFR&Tが行ってきた投資信託の運用・管理に係る事務および機関投資家向けの顧問関連事業をNFR&Tから承継し、野村グループのアセット・マネジメント部門内における営業、運用、管理業務を集約します。ファンドおよび運用会社の分析・評価業務は、NFR&Tが集約して行います。

これらの再編により、運用オペレーションの効率化と堅牢性の向上を図り、顧客に対する質の高いサービスの提供が可能となります。また、再編後の当社及びNFR&T両社は、それぞれの専門性を発揮することにより、品質の高い運用商品の提供を行い、投資家の多様なニーズに応えられると判断いたしました。

(2) 会社分割日程

吸収分割契約締結日	平成27年2月18日
機関投資家顧問事業の吸収分割効力発生日	平成27年7月1日
リテール運用関連事業の吸収分割効力発生日	平成27年10月1日

(3) 会社分割の方法

当社を分割承継会社とし、NFR&Tを分割会社とする無対価による吸収分割方式であります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日
1 株当たり純資産額	17,893円56銭
1 株当たり中間純利益	2,807円57銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	14,460百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	14,460百万円
期中平均株式数	5,150千株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関 の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づ き信託業務を営んでいます。

* 平成28年1月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引 業を営んでいます。

* 平成28年1月末現在

(3) 投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメン トU.K.リミテッド)	4,744,391	英国の1986年金融サービス業法に基づき英国金融 サービス庁に登録された当該法律の定める範囲内 で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業 務を営んでいます。

* 平成27年12月末現在

独立監査人の中間監査報告書

平成28年2月26日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラ（東欧投資ファンド）の平成27年7月14日から平成28年1月13日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、オーロラ（東欧投資ファンド）の平成28年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年7月14日から平成28年1月13日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年2月26日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラ（トルコ投資ファンド）の平成27年7月14日から平成28年1月13日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、オーロラ（トルコ投資ファンド）の平成28年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年7月14日から平成28年1月13日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年2月26日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラ（マネープールファンド）の平成27年7月14日から平成28年1月13日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、オーロラ（マネープールファンド）の平成28年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年7月14日から平成28年1月13日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。